

※流山市暴力団排除条例(案)に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市暴力団排除条例 修正案
1		利益の供与の禁止について	当条例の主要項目。一般市民は日頃マル暴と接することはないが、万一あった場合条例を盾に対抗できるかもしれない(そんな単純でないかも)。他地域の事例を見ても排除のためには有効だと思われる。また、本市が排除条例を制定し反社会的勢力に対し毅然とした対応をとる自治体だと宣言することは、市民特に若年層に正しい影響を与えたいと思います。以上により当条例に賛成します。	地域社会から暴力団排除を進めていくためには、市が暴力団排除に対する姿勢を明確に示すことが大切であり、県や他の市町村と相互に連携を図ってまいります。	無	